

環境保全型農業に係る類似制度一覧表

H27.6作成

制度名等	持続性の高い生産方式導入計画認定農業者 (エコファーマー)	エコロジー農産物推奨制度		特別栽培農産物	有機栽培農産物
		5割減	不使用		
根拠法令	持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律 (持続農業法) (平成11年7月28日法律第110号)	島根県エコロジー農産物推奨要領 (平成12年4月施行)		特別栽培農産物に係る表示ガイドライン (平成4年10月制定)	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律 (JAS法) (昭和25年5月11日法律第175号) 有機農産物の日本農林規格 (平成12年1月制定農林水産省告示第59号)
制度概要等	土づくり、化学合成農薬の低減、化学合成肥料の低減の3つの技術を組み合わせた農業生産方式の導入計画を知事が認定する。認定農業者(エコファーマー)は農業改良資金の貸し付けを受けることができるほか、島根県ではエコロジー農産物推奨制度の認定要件となっている。	エコファーマー等が、土づくりを行った圃場で農薬・化学肥料の使用を慣行の5割以下に抑えて栽培した農産物を知事が推奨する。 ○推奨区分 ・不使用 ・5割以上減		化学合成農薬・化学肥料の使用を慣行栽培の5割以下に抑えて作られた農産物として、表示する際のガイドライン。法的拘束力はないが、ガイドラインに基づく表示を行う場合拘束される。 H16.4より新ガイドラインとなる。(ガイドライン上、減農薬・減化学肥料栽培の表示は禁止事項)	国が認定する登録認定機関(民間の第三者機関)が認定した「生産行程管理者」によって格付けがなされた農産物。有機JASマークが貼付された物以外は「有機栽培」等の表示はできない。 圃場が特定され、化学合成農薬・化学合成肥料の使用はできない。
制度の性質	目標とする計画の認定であり、生産された農産物が必ずしも基準(3割減)になっている訳ではない。	第三者である知事が推奨を行い、農産物の信頼性を高めている制度。		生産・流通・販売に携わる者による「自己確認」の制度。	第三者機関である登録認定機関が認定を行う信頼性の高い制度。
検査体制等	知事は実施状況の報告を求めることはできるが、検査体制は確立されておらず、必ずしも3割減の農産物が生産されているかどうかの確認はできない。	県がNPO法人島根有機農業協会に委託し、現地調査(抽出調査)を行うとともに、抜き打ちの残留農薬分析を行い結果を公表している。		栽培確認者等による確認を行うのみ。	登録認定機関によりおおむね一年一回の検査を実施。
マーク	エコファーマーマーク 認定番号等を表示 	エコロジー農産物推奨マーク  			有機JASマーク 
表示					
基準の策定等	都道府県(島根県)	島根県		地方公共団体が定めたもの又は確認したもの	国(有機農産物の日本農林規格に基づき認定基準は登録認定機関が定める)
(島根県における基準等の名称)	島根県持続農業導入指針	島根県エコロジー農産物推奨要領 (島根県持続農業導入指針をもとに作成)		特になし(慣行レベルは島根県持続農業導入指針を運用)	有機農産物の日本農林規格
土づくり	導入指針により各作物の堆肥施肥量(使用の目安)を定めている。	エコファーマーが条件であるため、必然的に島根県持続農業導入指針の基準による土づくりは必須		生産の原則に基づくが特に基準はなし 「土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮させるとともに・・・」	生産の原則に基づくが特に基準はなし
農薬・化学肥料	慣行栽培の3割の削減(目安)	慣行栽培の5割以下	使用せず	慣行栽培の5割以下	使用せず(使用資材の規程は登録認定機関)
農薬カウント方法	有効成分回数(目安)	有効成分回数	—	有効成分回数	—
削減する対象となる農薬等	・化学合成農薬(除草剤、殺菌剤、殺虫剤、植え付け前の土壌消毒剤、種子消毒剤)のうち、有機農産物JAS規格で使用可能な農薬(別表2にあげる農薬※2)を除くもの。※1 ※別表2のうち、展着剤はカウントしない農薬。	・化学合成農薬(除草剤、殺菌剤、殺虫剤、植え付け前の土壌消毒剤、種子消毒剤)のうち、有機農産物JAS規格で使用可能な農薬(別表2にあげる農薬※2)を除くもの。※1 ・化学合成成分等が含まれない旨、知事に証明書の提出があった農薬を除くもの。		・化学合成農薬(除草剤、殺菌剤、殺虫剤、植え付け前の土壌消毒剤、種子消毒剤)のうち、有機農産物JAS規格で使用可能な農薬(別表2にあげる農薬※2)を除くもの。※1 ※別表2のうち、展着剤はカウントしない農薬。	・農産物に急迫した又は重大な危険がある場合であって、耕種防除、物理防除又は生物的防除を組み合わせる方法のみによってははほ場等における有害動植物を効果的に防除することができない場合においては、別表2※2にあげる農薬のみが使用されていること。
カウントしない農薬	・有機農産物JAS規格:別表2に掲げる農薬※2 ※展着剤(ガゼイン又はパラフィン)を有効成分以外のものも全てカウントしない農薬) ・化学合成成分等が含まれない旨、知事に証明書の提出があった農薬	・有機農産物JAS規格:別表2に掲げる農薬※2 ・化学合成成分等が含まれない旨、知事に証明書の提出があった農薬		・有機農産物JAS規格:別表2に掲げる農薬※2 ※展着剤(ガゼイン又はパラフィン)を有効成分以外のものも全てカウントしない農薬) ・化学合成成分等が含まれない旨、知事に証明書の提出があった農薬	・有機農産物JAS規格:別表2に掲げる農薬※2
種子消毒及び育苗期間の農薬	基準に適合する種苗を使用すること。入手が困難な場合は、入手以前に使用された化学合成農薬は除く。ただし、種子繁殖の品種は種子、栄養繁殖の品種は入手可能な最も若齢のものを基準とし、それ以降に使用されたものは含む。	基準に適合する種苗を使用すること。入手が困難な場合であり、かつ次のいずれかに該当する場合は、植え付け後にほ場で持続的效果を示す化学的に合成された肥料及び農薬(別表1又は別表2に掲げるものを除く)が使用されていないものに対して、例外的に一般の種苗を使用することができる。 (1)災害、病虫害により、植え付ける苗等がない場合。 (2)種子の供給がなく、苗等のみ供給される場合。組み換えDNA技術を用いて生産されたものを除く。		基準に適合する種苗を使用すること。入手が困難な場合は、入手以前に使用された化学合成農薬は除く。ただし、種子繁殖の品種は種子、栄養繁殖の品種は入手可能な最も若齢のものを基準とし、それ以降に使用されたものは含む。 (1)災害、病虫害により、植え付ける苗等がない場合。 (2)種子の供給がなく、苗等のみ供給される場合。組み換えDNA技術を用いて生産されたものを除く。	基準に適合する種苗を使用すること。入手が困難な場合であり、かつ次のいずれかに該当する場合は、植え付け後にほ場で持続的效果を示す化学的に合成された肥料及び農薬(別表1又は別表2に掲げるものを除く)が使用されていないものに対して、例外的に一般の種苗を使用することができる。 (1)災害、病虫害により、植え付ける苗等がない場合。 (2)種子の供給がなく、苗等のみ供給される場合。組み換えDNA技術を用いて生産されたものを除く。

※1 この中であっても、化学合成による精製等が行われていないものであれば化学合成農薬としてカウントはしない。

※2 別表2に掲げる農薬…防虫菊乳剤及びピレトリン乳剤(ピベロニルブトキシサイドを含まないもの)、なたね油剤、マシン油乳剤、マシン油エアゾル、デンブ水和水剤、脂肪酸グリセリド乳剤、メタアルデヒド粒剤、硫黄くん煙剤、硫黄粉剤、硫黄・銅水和水剤、水と硫黄剤、石灰硫黄剤、シキタケ菌糸体抽出物液剤、炭酸水素ナトリウム水溶液及び重曹、炭酸水素ナトリウム・銅水和水剤、銅水和水剤、銅粉剤、硫酸銅(ポルドー剤調整用のみ)、生石灰(ポルドー剤調整用のみ)、天敵等生物農薬、天敵等生物農薬・銅水和水剤、性フェロモン剤(害虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とするものに限る)、クロレラ抽出物液剤、混合生薬抽出物液剤、ワックス水和水剤・展着剤(ガゼイン又はパラフィン)を有効成分とするものに限る)、二酸化炭素くん蒸剤(保管施設使用のみ)、ケイソウ土粉剤(保管施設使用のみ)、食酢、燐酸第二鉄粒剤、炭酸水素ナトリウム水溶液、炭酸カルシウム水和水剤、ミルベメクテン乳剤、メルベメクテン水和水剤、スピノサド水和水剤、スピノサド粒剤、還元澱粉糖化物液剤